

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、北見工業大学(以下「本学」という。)の職員等が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者の権利を保護することにより、発明等の奨励及び研究意欲の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 発明等 次に掲げるものをいう。

- ア 特許法(昭和34年法律第121号)第2条第1項に規定する発明
- イ 実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第1項に規定する考案
- ウ 意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第1項に規定する意匠
- エ 商標法(昭和34年4月13日法律第127号)第2条第1項に規定する商標
- オ 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第1項に規定する半導体集積回路の創作
- カ 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラム及び同項第10号の3に規定するデータベースの創作
- キ 種苗法(平成10年法律第83号)第2条第2項に規定する品種の育成
- ク 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値を有するもの(以下「ノウハウ」という。)の案出

(2) 職務発明等 公的機関若しくは民間企業等からの研究資金を得て行った研究若しくは本学が資金の提供その他の支援をして行った研究又は本学が管理する施設及び設備を利用して行った研究に基づき、職員等が行った発明等をいう。

(3) 知的財産権 次に掲げるものをいう。

- ア 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び種苗法に規定する育成者権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設置の登録を受ける権利及び種苗法に規定する品種登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- ウ 著作権法第2条第1項第10号の2に規定するプログラムの著作物及び同項第10号の3に規定するデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条までに規定する著作物に係る権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- エ ア、イ又はウに掲げる権利の対象とならないノウハウを使用する権利

(4) 職員等 次に掲げる者をいう。

- ア 本学の役員及び職員(常勤、非常勤を問わない。)

イ 本学の役員及び職員以外の者であつて、その者が行った発明等の取扱いについて、この規程の適用を受ける旨の契約をした者

- (5) 発明者 職務発明等を行った職員等をいう。
- (6) 転退職等 転職、退職、卒業、修了又は退学をいう。
- (7) 出願等 特許出願、登録出願等、知的財産に関し法令で定められた権利保護のために必要な手続を行うことをいう。
- (8) 知的財産権の実施 特許法第2条第3項に規定する行為、実用新案法第2条第3項に規定する行為、意匠法第2条第2項に規定する行為、商標法第2条第3項に規定する行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に規定する行為、種苗法第2条第5項に規定する行為、著作権法第2条第1項第15号又は同項第19号に規定する行為並びにノウハウの使用をいい、外国法に定める権利対象の実施又は利用を含む。

## 第2章 発明審査委員会

(設置)

第3条 北見工業大学に職務発明等に関する事項を審議するため、発明審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。

(審議事項)

第4条 審査会は、学長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議し、学長に答申する。

- (1) 職務発明等の認定に関する事項
- (2) 知的財産権の承継に関する事項
- (3) 知的財産権の維持及び返還に関する事項
- (4) 異議の申立てに関する事項
- (5) その他職務発明等に関する事項

(組織)

第5条 審査会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 知的財産センター長
- (3) 社会連携推進センター長
- (4) その他学長が指名する者 若干人

2 審査会に委員長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

3 審査会に副委員長を置き、知的財産センター長をもって充てる。

4 委員長は審査会の業務を掌理し、副委員長は委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

5 委員長は、必要に応じて学内外の専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

6 委員長は、必要に応じて審査会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 第5条第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第7条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員は、利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。

### 第3章 権利の帰属等

#### (権利の帰属)

第8条 本学は、職務発明等に係る知的財産権の全部又は一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、特別の事情があると本学が認めるときは、職員等に帰属させることができる。

#### (届出)

第9条 職務発明等と見なし得る発明等を行った職員等は、速やかに所定の職務発明等届により学長に届け出なければならない。

#### (職務発明等の認定等)

第10条 学長は、前条の規定による届出を受理したときは、審査会に対し当該発明等が職務発明等であるか否かの審査を付託するものとする。

2 審査会は当該発明等が職務発明等であるか否かの認定を速やかに行い、職務発明等と認定したときは、当該発明等について知的財産権を承継するか否かの認定を速やかに行うものとする。

3 審査会は、前項の審査結果を学長に報告する。

#### (知的財産権の承継等)

第11条 学長は、前条の規定により職務発明等と認定した発明等に関し、本学が知的財産権を承継するか否かについて、本学の教育・研究目的を勘案し決定する。

2 前項の規定により本学が承継する知的財産権は、本学がその全てを承継するものとする。

3 学長は、第1項の決定をしたときは、直ちにその旨を発明者に通知するものとする。

4 前条第1項から第3項の規定及び前3項の規定は、第9条の規定による職務発明等届の提出を行わなかった場合において、学長が特許公報、特許目録その他の資料により、後にその発明等の事実を知った場合について準用する。

#### (異議の申立て)

第12条 職務発明等届を提出した職員等は、前条第1項及び第16条第1項の決定について異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に所定の様式により学長に提出し、異議を申し立てることができる。

2 学長は、前項の規定による異議の申し立てがあったときは、審査会に対し、その審査を求めるものとする。

3 審査会は、前項の認定による審査結果を学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の報告又は意見を踏まえ、新たな認定又は承継の可否を決定し、当該申立てをした職員等に通知するものとする。

#### (知的財産権の譲渡義務)

第13条 発明者は、承継の決定に従い、当該職務発明等に係る知的財産権を本学に譲渡しなければならない。

2 前項の規定により知的財産権を本学に譲渡することとなった発明者は、承継の決定の通知を受けた後直ちに、所定の譲渡証書に関係書類を添付して学長に提出しなければならない。

#### (出願等)

第14条 本学は、承継の決定を行った職務発明等について、前条第2項の譲渡手続き完了後、速やかに出願等を行うものとする。

2 本学は、知的財産権に係る出願人、出願名義人又は登録名義人の変更の事由が生じた場合、速やかに当該変更に必要な手続きを行うものとする。

#### (個人出願及び権利譲渡の制限等)

第15条 職員等は、第11条第3項の規定により当該発明等が職務発明等に該当しない旨の認定の通知(第11条第4項の規定による通知を含む。)を受けた後、又は当該職務発明等に係る知的財産権を本学において承継しない旨の決定の通知(第11条第4項の規定による通知を含む。)を受けた後でなければ、当該職務発明等に係る出願等を行い、又は知的財産権の一部又は全部を第三者に譲渡してはならない。ただし、当該職務発明等に係る出願等が緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により出願等を行った発明者は、直ちに所定の個人知的財産権出願届に当該出願等に関する書類の写しを添え、学長に届出なければならない。

(維持及び返還)

第16条 学長は、一定期間ごとに、本学が承継した知的財産権の維持の要否について審査会に諮問し、審査会の答申に基づき、決定する。

2 学長は、前項の規定により知的財産権を維持しないことを決定したときは、当該発明者に速やかに通知しなければならない。

3 学長は、前項の規定による通知を受けた発明者から、当該知的財産権の返還要請があるときは、これを無償で返還することができる。

#### 第4章 発明等補償

(補償金の支払)

第17条 本学は、次の各号に掲げる場合には、当該発明者に対し、補償金を支払うものとする。

(1) 本学が承継した第2条第3号イに規定する知的財産権又はそれらに相当する外国における権利について、第2条第3号アに規定する知的財産権又はそれらに相当する外国における権利を得たとき。

(2) 本学が承継した知的財産権の実施又は処分により収益を得たとき。

2 補償金の支払に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 雑則

(秘密保持義務)

第18条 発明者及び当該職務発明等の内容を知り得た職員等は、本学又は当該発明者の利害に係る事項について、必要な期間中その秘密を守らなければならない。

(転退職等後の職務発明等の取扱い)

第19条 職員等が転退職等した後においても、当該職員等が行った発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、この規程によるものとする。

(第三者と共同で行った職務発明等の取扱い)

第20条 職員等と第三者とが共同で行った発明等については、当該職員等の権利持分に限り、この規程を適用する。

(学生等と共同で行った発明等の取扱い)

第21条 職員等と学生等(本学の学生、研究生、科目等履修生及び各種制度により受け入れる研究員をいう。)とが共同で行った発明等を取扱う場合には、当該職員等及び本学は、その学生等が不利益を被らないよう、十分に配慮しなければならない。

(職務発明に該当しない発明等)

第22条 学長は、職務発明等に該当しない発明等に係る知的財産権について、当該職員等から、当該発明等に係る知的財産権を本学へ譲渡したい旨の申出があった場合、その譲渡の可否については、第10条第1項の規定に準じて決定するものとする。

- 2 前項の規定により承継した知的財産権については、第10条第1項の規定により承継した知的財産権とみなし、この規程を準用する。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

- 2 職務発明等に関する事務は研究協力課及び財務課が行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行前に北見工業大学が管理する知的財産権は、この規程第3条から第5条及び第14条から第19条の規定を適用する。
- 3 この規程は、この規程の施行の日前に本学を退職した職員等には、適用しない。

#### 附 則(平成23年3月22日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行前に職員等が行った発明等の取扱いは、この規程によるものとする。

#### 附 則(平成24年3月14日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成27年3月18日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成29年3月9日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される第5条第1項第4号の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず平成30年3月31日までとする。

#### 附 則(令和2年10月5日)

この規程は、令和2年10月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。